

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)

2013年6月成立 2016年4月施行

※改正法：2021年5月公布、2024年4月から施行

差別解消法は「障害による差別を解消し、誰もが分け隔てられない、共生社会の実現」を目的とし、障害者権利条約・障害者基本法に実効性を持たせるための国内法として制定されました。

「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

■不当な差別的取り扱いの禁止とは

国、自治体、公共サービス、および民間事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 2 (1) ア

障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する
場所・時間帯などを制限する
障害者でない者に対しては付さない条件を付する

【例】

障害を理由に、受付の対応を拒否する
障害を理由に、学校の入学を拒否する
障害があることを理由に、賃貸物件を紹介しない
同伴者や介助者がいないとお店に入れない

※正当な理由というのは、障害を理由に拒否や場所・時間帯の制限などの行いが正しい目的があり、それ以外に方法がない場合に例外的に許されるもので、個別の事案ごとに判断されるものです。抽象的に障害があるから危なそうだとか、何かあったら困るとか、というようなことは、正当な理由にはなりません。

■合理的配慮の提供とは

国、自治体、公共サービス、および民間事業者に対して、障害のある人から社会にあるバリアについて何らかの対応を必要とする意思を伝えられた時に、可能な限り対応(ルールや設備、施設などの変更や調整を行う)する事を求めています。

＜以下のように、障害者権利条約第2条に明記されています＞

「合理的配慮」は、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

【例】

車椅子利用者のために段差にスロープを渡す、高所にある商品を取って渡す
筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をする、
ゆっくり話す
障害の特性に応じた休憩時間の調整など、ルール・慣行の柔軟な変更

<2021年の障害者差別解消法改正で変わったこと>

これまでは、「合理的配慮の義務」は国や自治体のみでしたが、改正によって民間事業者も合理的配慮の配慮提供が義務となりました。改正法は2024年4月1日から施行されています。

障害者差別解消法は、地方自治体ごとに要領要綱が制定され、すべての行政職員に周知・研修されています。教育委員会では、幼保・小中高すべての学校の管理職、人権担当教職員に、特に児童生徒に関わることを中心に毎年研修を実施し、その内容はすべての教職員に周知・研修がされています。先生であるなら、学校で障がいを理由に子どもを差別することは絶対に禁止であり、合理的配慮が義務であることを知っています。2021年の法改正により一般事業者も合理的配慮の提供が法的義務になったので、2024年からは私立学校においても合理的配慮の提供が義務づけられました。

(↓以下、法令条文↓)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。